

別表 1

## 市町村交付金採択指標

### 1 客観的指標

	内　　容
指標 1	当該市町村における 65 歳以上人口の平成 17 年から平成 27 年までの増加率
指標 2	計画の区域における 65 歳以上のひとり暮らし又は 65 歳以上の夫婦のみの世帯の割合（当該年 4 月 1 日現在）
指標 3	計画の区域における介護保険 3 施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。）及び介護専用の居住系サービス（認知症高齢者グループホーム及び介護専用型特定施設（地域密着型特定施設を含む。））の総定員の要介護 2 以上の認定者数に対する割合（当該年 4 月 1 日現在）

### 2 政策的指標

	内　　容
指標 4	地域密着型サービスの拠点整備を中心としていること ・小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービス、夜間対応型訪問介護を整備する場合
指標 5	サービス拠点相互の連携によるネットワーク形成を目指したものであること ・以下の要件を満たす場合 (1) サービス提供に当たっての連携体制 日常生活圏域内の関係団体・サービス事業者等で形成される協議会等サービス提供のための連携の場が開催されること (2) 事業者の資質向上のための取組 関係団体等による資質向上のための研修会等が定期的に行われること
指標 6	既存資源を活用すること ・次のような既存資源の活用が図られる場合 (例) 公民館等の公共施設の一部、保育所等の空き教室、商店街の空き店舗、企業の寮などの遊休施設 等
指標 7	元気な高齢者や地域住民が参加する「共生型」のコミュニティづくりを目指したものであること ・以下の要件を満たす場合 (1) 地域の元気な高齢者等や地域住民等の参画 シルバー人材センターとの連携、ボランティア活動などを通じて、地域の高齢者、障害者、地域住民等の参画が図られること (2) 地域に開かれた運営 地域住民と利用者の交流の機会が設けられている、施設の職員による地域住民への介護教室・出前講座の開催、グループホームでの認知症窓口相談が行われる等、地域に開かれた運営が行われること
指標 8	未来志向の事業又は先駆性の高い事業を実施していること ・当該市町村が、在宅と施設の連携（ホームシェアリング）、認知症高齢者ケアの充実（地域見守りサービス）、権利擁護（成年後見制度を利用するための受け皿づくり等）その他の未来志向又は先駆性の高い事業を実施している場合
指標 9	給付適正化事業を実施していること ・当該市町村が地域支援事業等による給付適正化事業を実施している場合
指標 10	内閣府による地域再生計画の評価結果等の反映 ・「地域再生法」（平成 17 年法律第 24 号）及び「地域再生基本方針」（平成 19 年 4 月 2 日閣議決定）に基づく地域再生計画の評価結果を反映

別表2

## 面的整備計画に基づく事業の配分基礎単価

## (1) 地域介護・福祉空間整備交付金に係る分

1 区 分	2 配分基礎単価	3 対象経費
<b>地域密着型サービスの拠点</b>		
・小規模多機能型居宅介護拠点	15,000千円	
・特別養護老人ホーム		面的整備計画に基づく施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。
1ユニット	20,000千円	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
2ユニット以上	40,000千円	
・ケアハウス		
1ユニット	20,000千円	
2ユニット以上	40,000千円	
・認知症高齢者グループホーム	15,000千円	
・認知症対応型デイサービスセンター	10,000千円	
・夜間対応型訪問介護ステーション	5,000千円	
老人保健施設	25,000千円	
介護予防拠点	7,500千円	
地域包括支援センター	1,000千円	
生活支援ハウス	30,000千円	

## (2) 地域介護・福祉空間推進交付金に係る分

1 区 分	2 配分基礎単価	3 対象経費
夜間対応型訪問介護の実施のために必要な事業	30,000千円	面的整備計画に基づく設備の整備に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業	3,000千円	
「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	3,000千円	
その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業	3,000千円	面的整備計画に基づく設備の整備に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費又は工事請負費。
<b>事業所の廃止等により必要なサービスが確保されない地域で行う事業</b>	<b>5,000千円</b>	

別表3

## 先進的事業支援特例交付金の交付基準単価

## (1) 介護療養型医療施設転換整備計画に基づく事業

1 区 分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
創 設	1,000千円	転換床数	<p>介護療養型医療施設転換整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
改 築	1,200千円	転換床数	
改 修	500千円	転換床数	

(2) 先進的事業整備計画に基づく事業

1 区 分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
特別養護老人ホームのユニット化改修事業及び介護療養型医療施設の転換に伴うユニット化改修事業			<p>先進的事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
「個室 ユニット化」改修	500千円	整備床数	
「多床室 ユニット化」改修	1,000千円	整備床数	
緊急ショートステイの整備事業	1,000千円	整備床数	
市町村提案事業	30,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額	施設数	
離島・へき地等特例支援事業	5,000千円	施設数	